

# よりよい学生生活のために

## アルバイトをしたい時

学生がアルバイトをする目的は、学費やクラブ・サークル費の捻出、レジャーのためなどの経済的側面ばかりではありません。最近はアルバイトを社会的体験の場として積極的にとらえようとする傾向があるようです。気をつけてほしいことは、アルバイトだからといっていい加減な勤務にならないように。そして何よりも大切な学業がおろそかにならないようにすること。また、アルバイト先や勤務時間については、保護者に知らせ、無理のない活動になるようにすること。

### 本学でのアルバイト紹介

売店掲示板に、求人の掲示を出します。希望の学生は、自分で先方と話し合いのうえ、保護者の承諾のもとアルバイト先を決めてください。アルバイト期間中に問題（深夜に及ぶ勤務、過重な勤務、テスト期間中の勤務の強要、実習期間中の勤務の強要等）が起きた場合は直ちに学生支援課に届け出てください。

## 奨 学 金

### 1 日本学生支援機構

経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行い、また、経済・社会情勢等を踏まえ、学生等が安心して学べるよう、「貸与」または「給付」する制度。

<貸与型奨学金>

#### (1) 奨学生の資格

経済的理由により修業に困難があると認められる人。学校が人物・学力・家計の推薦基準を満たしている奨学金申込者の中から選考のうえ、機構に推薦する。

#### (2) 奨学金の種類

①第一種奨学金（無利子）、②第二種奨学金（有利子）、③入学時特別増額貸与奨学金（有利子、一時金。入学時の諸費用の負担を補うことを目的として、10万円から50万円までの間で10万円単位で額を選択。申込みは入学時の1回のみに限る。ただし、③のみの貸与はできない）

#### (3) 貸与月学

第一種奨学金（自 宅）2万円、3万円、4万円、5万3千円

（自宅外）2万円、3万円、4万円、5万円、6万円

第二種奨学金 2万円から12万円までの間で1万円単位で額を選択

#### (4) 募集期間

第一種、第二種奨学生は年に1回4月に行う。条件を満たせば、入学時特別増額貸与奨学金を申込みすることも可能。緊急採用（無利子）、応急採用（有利子）は随時受け付ける。

#### (5) 申込み手続き等

予約進学者（高校時代に申込み済みの場合）、新規申込者（高校時代に申込んでいない場合）、いずれの場合も4月に説明会を実施するので、学生支援部の掲示に従う。

特に予約進学者の場合は、「進学届」を提出しなければ採用にならないため、必ず説明会に参加すること。

<給付型奨学金>

#### (1) 奨学生の資格

申込み資格及び選考基準の両方を満たす人が対象。（詳細は日本学生支援機構 HP で確認）

(2) 支給額

区分、自宅通学と自宅外通学によって異なる。

第1区分・・・自宅通学 38,300円(42,500円) 自宅外通学 75,800円

第2区分・・・自宅通学 25,600円(28,400円) 自宅外通学 50,600円

第3区分・・・自宅通学 12,800円(14,200円) 自宅外通学 25,300円

※生活保護世帯、児童養護施設から通学する人は上記( )内の金額。

(3) 申込み手続き等

予約進学者、新規申込者いずれの場合も4月に説明会を実施するので、学生支援部の掲示に従う。

文部科学省修学支援新制度について

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm)

日本学生支援機構奨学金について(貸与、給付)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

## 2 宮崎県育英資金

向学心に富み、優れた素質を有する学生であって、経済的理由により修学が困難な方に対し、育英資金を貸与することにより、将来有為な人材を育成することを目的とする。

(1) 出願の資格

① 申請者の主たる生計維持者が、宮崎県内に居住していること

② 短期大学に在籍していること

注) 日本学生支援機構の奨学金等、他の奨学金との重複採用はしない。

(2) 貸与月額

(上限) 52,000円(自宅) 59,000円(自宅外)

(3) 貸与期間

在学する学校の修業年限の範囲内

(4) 出願手続き

希望する学生は、必要書類を期日までに提出し、学長より推薦を受けなければならない。

## 3 壽崎育英財団

(1) 申請の資格

申請者の生計を主として維持している者が宮崎県に居住していること。

(2) 支給月額 1万円

※返済義務なし。但し、毎月、近況報告と受領書を提出しなければならない。

(3) 支給期間

1年間。継続を希望する者は年毎に申請する必要がある。

## 4 交通遺児育英会

(1) 応募資格

保護者等が道路上の交通事故で死亡したり、重い後遺障害で働けないため学資に困っている者。

(2) 貸与月額(交通遺児育英会)

4万円(内2万円給付)、5万円(内2万円給付)、6万円(内2万円給付)

(3) 入学一時金

40万円、60万円、80万円より選択(無利子)

(4) 貸与期間

修業最短期間

## 5 あしなが育英会

- (1) 保護者等が災害または不慮の事故・病気で死亡したり、著しい後遺傷害で働けないため学資に困っている者。
- (2) 貸与月額  
7万円（内貸与4万円、給付3万円）（一般貸与）（無利子）  
8万円（内貸与5万円、給付3万円）（特別貸与）（無利子）
- (3) 貸与期間  
修業最短期間

## 6 保育士修学資金貸付等制度

- (1) 保育士を養成する学校その他施設に在学する者で、卒業後宮崎県内の保育所等で5年間就労する意志がある者。
- (2) 貸与額  
修学資金／月額5万円以内  
入学準備金／20万円以内（貸与初回）  
就職準備金／20万円以内（貸与最終回）  
※詳しいことは宮崎県社会福祉協議会福祉人材センターにお尋ねください。  
福祉人材貸付相談室 TEL 0985（61）2424

## 7 その他

- (1) 母子父子寡婦福祉資金の貸与（母子家庭、父子家庭のためのもの）

就学支度資金（入学時）	自宅通学生	58万円	（無利子）
	自宅外通学生	59万円	（無利子）
修学資金（月額）	自宅通学生	9万3千円	（無利子）
	自宅外通学生	13万1千円	（無利子）
- (2) 生活福祉資金の貸与（修学が困難と思われる経済状態にある家庭のためのもの）  
※詳しいことは宮崎県社会福祉協議会に尋ねてください。
- (3) 各県及び市町村の奨学金  
※詳しいことは各県市町村の福祉担当部署に尋ねてください。

## カウンセラー室の利用

（カウンセリングの利用）

本学では、円滑な学生生活を営んでもらうためにカウンセラーがサポートします。気軽に利用してください。

～こんなときにはどうぞ～

- 対人関係（友人・異性・家族・バイト など）の悩み
- 自分自身の内面（不安・緊張が強い など）の悩み
- 身体の不調が続く（だるい・やる気が出ない・眠れないなど）の悩み
- 情緒面（イライラする・急に悲しくなる・ゆううつになる など）の悩み
- 進路についての相談
- その他

カウンセリングの予約方法

- 保健管理センターに希望を伝えてください。（相談日時を調整します。）
- 直接、カウンセラー室にきてください。

## 保健管理センターの利用

保健室は、学生ならびに教職員の健康維持増進を目的として、以下のとおり保健衛生上の役割を担っています。有意義な学生生活を送るには、健康が大切な要素の一つです。常日頃から健康管理に留意し、疾病予防に心がけ、併せて病気の早期発見・早期治療を第一に考えます。そのためにも学校が行う定期健康診断は必ず受診してください。

### (1) 応急処置

学校でけがをしたり発病した場合には、症状に応じた応急処置をします。また医師等による治療の必要を認めた場合は医療機関への受診を手配します。

### (2) 健康相談

心身の健康上の相談に応じて保健指導をします。また必要な時は、校医に連絡し指示を得ます。要治療者には、必要に応じて医療機関を紹介します。

### (3) 定期健康診断の企画・実施

内科検診と結核検診（胸部レントゲン）を毎年4月に実施します。定期健康診断によって異常が発見された場合には、必ず本人に通知し、事後の指導をします。なお、定期健康診断を受診しなかった人は、各自医療機関で受診して診断書を提出しなければなりません。

### (4) 身体計測

内科検診時に身長・体重を測定します。

### (5) 就職時における健康診断書の発行

本学で行う定期健康診断（校医による内科検診及び結核検診（胸部レントゲン））を受診した人には必要に応じて健康診断書を交付します。交付手続きは、成績証明書等と同様です。

### (6) 保育所・幼稚園・福祉施設等実習前の腸内細菌検査（検便）の実施と診断書の作成

保育所・幼稚園・福祉施設等実習に先立ち、定期健康診断の結果をもとに証明書を作成し、各施設長あてに提出します。腸内細菌検査（検便）の結果は個票で各自で実習先に提出します。

腸内細菌検査（検便）は保育所実習、幼稚園実習、福祉施設等の実習の開始前に実地します。実習希望者は全員検査を受けてください。なお、腸内細菌検査（検便）は期間内に必ず提出してください。学校で受けられなかった場合は、個人で受けて証明をとることになります。

### (7) 「学生教育研究災害傷害保険」に関する手続き

次の①②③に該当する場合は必ず報告してください。詳細は入学後のオリエンテーション時に配布したしおりをよく読んでください。

- ① 学内や実習先等で事故であってけがをして受診した時。（通院1日から）
- ② 通学途中の事故でけがをして、4日以上受診した時。
- ③ 課外活動中にけがをして、14日以上受診した時。

### (8) 「学研災付帯賠償責任保険」に関する手続き

実習中、実習の対象児（者）にけがをさせたり、その器物を壊したりして実習生が法律上の損害賠償責任を負った時、損害賠償の実費が支払われます。必ず報告してください。詳細は入学後のオリエンテーション時に配布したしおりをよく読んでください。

## 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

### 1 保険金が支払われる事故の範囲

- (1) 被保険者が被保険者の在籍にする大学の教育研究活動中に被った事故による身体の傷害。
- (2) 被保険者の住居と学校施設等との間の通学、学校施設等相互間の移動中に発生した身体の傷害。

### 2 対象となる事項、時間、場所

- (1) 講義、実験、実習、演習及び実技による授業中。
- (2) 指導教員の指示に基づき、授業の準備や後始末を行っている間。教室、図書館、語学学習施設等において研究活動を行っている間。
- (3) 入学式、オリエンテーション、卒業式などの各種学校行事および課外活動に参加している間。
- (4) 大学が教育活動のため、使用している学校施設内にいる間、ただし寄宿舎にいる間、大学が禁じている時間、場所、または禁止している行為を行っている間は除く。
- (5) 大学の施設以外で、大学に届け出た課外活動を行っている間。
- (6) 通学途中。
- (7) 学校施設等相互間の移動中。
- (8) 有毒ガス吸入による中毒症状、日射による障害も含まれる。

### 3 支払いの保険金の種類と金額

- (1) 死亡保険金
  - ア 正課及び学校行事の場合 2,000万円
  - イ 課外活動中・通学中 1,000万円
- (2) 後遺障害保険  
その程度に応じて……60万円～3,000万円  
(例) 両眼が失明したとき  
……………1,500万円～3,000万円
- (3) 医療保険金（医師の治療を受けたとき）  
治療日数等により金額が異なる。  
(事例、データ省略)

### 4 保険金が支払われないケース

- (1) 本人（または保険金を受け取るべき者）の故意
- (2) 本人の闘争、自殺、違反運転
- (3) 本人の疾病、妊娠、出産、外科手術
- (4) 天災
- (5) 特殊な運動……山岳登山、グライダー操縦など
- (6) 自動車、モーターボート等による競技参加、試運転など

### 5 保険の有効期間と保険料

入学年次の4月1日から卒業年次の3月31日まで。

保 険 料	1 年 間	1,000円
	2 年 間	1,750円

### 6 事故がおきたときの手続き

対象となる事故が生じた場合は、ただちに事故の日時、場所、状況、傷害の程度等を、保健管理センターに報告すること。

- (1) 事故の日から30日以内に保険サービスセンターまたは当該支店に通知しなければ保険金が支払われない場合があるので、手続きは早目に行うこと。
- (2) 保険金の請求手続きは保健管理センターに用意してある所定用紙によること。

くわしくは「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」を参照のこと。

1. 課外活動を行う場合は必ず届け出ること。
2. 学外活動を行う場合は必ず届け出ること。

※1、2とも事前に届け出があると、事故にあった時、この保険の対象となります。

## 学研災付帯賠償責任保険 学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）

### 1 保険の内容

国内において、学生が、正課、学校行事およびその往復途中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

### 2 対象となる活動範囲

（国内の活動で、学生教育研究災害傷害保険（以下「学研災」の適用になる）  
 場合のみが本賠償責任保険の対象になります。）

正課、学校行事、課外活動として認められたインターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動およびその往復途中。

- ★インターンシップとは…… 学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等での就業体験を行うことです。
- ★介護体験活動とは……… 小学校および中学校の教諭の普通免許取得希望者が介護等体験活動を行うことです。
- ★教育実習とは……… 「教育実習」に該当する科目のもとに、受入先の幼稚園・小中学校・高校で、学生の教員免許取得に必要な活動を行うことです。  
 ※養護学校教員（盲学校・聾学校教員を含む）免許取得に関する「養護実習」も含まれます。
- ★保育実習とは……… 児童福祉法および同施行規則に規定された保育士の養成施設で履修が必要な科目について定めた厚労省の通知における「保育実習（必修および選択必修）」に該当する科目のもとに、受入先の保育所等の実習施設で学生の保育士資格取得に必要な活動を行うことです。
- ★ボランティア活動とは…… 各人の自由な意思によって、個人がもっている能力、労力あるいは財産をもって、社会に貢献する活動を行うことです。（但し、本賠償責任保険では、学校管理下の正課、学校行事、課外活動に限ります。）

保 険 料	1年間	340円
	2年間	680円

対人・対物賠償	1事故1億円限度
---------	----------

※くわしくは、「学研災付帯賠償責任保険加入者のしおり」を参照のこと。